

日本の歯科衛生士の現状と未来

Current Issues and The Future Image of Dental Hygienists in Japan

山田 隆文

(Takafumi YAMADA)

キーワード：歯科衛生士、モデル・コア・カリキュラム

Key Words : Dental Hygienists · Model Core Curriculum

I. 歯科衛生士 (Dental Hygienists) とは

1. 歯科衛生の業務

歯科衛生士は、歯科衛生士法（1948年）において定められた、厚生労働大臣免許による国家資格を有する医療系の職種である（表1）¹⁾。その業務には【歯科予防処置】（業務独占）・【歯科診療の補助】・【歯科保健指導】（名称独占）があり、併せて三大業務と呼ばれている。超高齢社会を迎え、訪問歯科診療や【口腔ケア（歯科口腔介護）】が行われるようになり、2009年から介護保険制度に口腔機能維持管理加算等が導入されている²⁻⁵⁾。また、【周術期口腔機能管理】等も2012年に医療保険に導入され⁶⁾、「歯科医師や歯科衛生士による専門的な口腔ケアにより、消化器外科や心臓血管外科などの手術で入院する患者の在院日数は15%から20%削減できる」と厚生労働省中央社会保険医療協議会総会でも報告⁷⁾が行われ、地域包括ケアシステム⁸⁾の中でも歯科衛生士は注目される職種となっている。

2011年に施行された「歯科口腔保健の推進に関する法律⁹⁾」では、第一条に「口腔の健康が、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしている」と明記されていることから、歯科衛生士の活躍する場は、一般歯科診療所のみならず、総合病院、介護保険施設、保健所等、歯科診療室の外へと急速に拡大していくものと考えられる。

2. 歯科衛生士養成課程の変革（表2-1・2-2）¹⁰⁻¹³⁾

1947年に連合軍最高司令官総司令部の命により、歯科保健の充実のため保健所法を改正、歯科衛生に関する事項を追加し、1948年に歯科衛生士法が制定され、1950年に日本ではじめての歯科衛生士が誕生した。当初は国費で養成する1年制で、都道府県知事認定資格であった。

すでに1952年には、我が国ではじめての短期大学（日本女子衛生短期大学・現在の神奈川歯科大学短期大学部）による歯科衛生士の養成も開始されていた。

やまだたかふみ：目白大学短期大学部歯科衛生学科

表1 歯科衛生士法第一条・第二条抜粋

歯科衛生士法（昭和二十三年七月三十日）	
第一条	この法律は、歯科衛生士の資格を定め、もって歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることを目的とする。
第二条	この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。）の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の 予防処置 として次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。
一	歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によつて除去すること。
二	歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。
2	歯科衛生士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、 歯科診療の補助 をなすことを業とすることができる。
3	歯科衛生士は、前二項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、 歯科保健指導 をなすことを業とすることができる。

表2-1 歯科衛生士の変遷

年	法改正・歯科衛生士養成課程・業務内容等の変遷
明治43（1910）年	○東京女子歯科医学講習所設立
昭和22（1947）年	○ 保健所法改正 ・保健所の業務に<歯科衛生>導入 <歯・口腔疾患の予防処置>を担う職種として歯科衛生士の資格 ・第二次世界大戦後、連合国軍最高司令官総司令部による日本における歯科保健の充実が目的（主に保健所歯科の現場で活動する要員としての養成を想定）
昭和23（1948）年	○医師法・歯科医師法・保健師助産師看護師法・ 歯科衛生士法 ・医療法公布 ○歯科衛生士法第2条 「歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び口腔疾患の予防処置として 予防的歯石除去と薬物塗布を行う」 「歯牙露出面及び正常な歯ぐきの遊離縁下の付着物を機械的操作で除去すること、及び、歯牙および口腔に対して薬物を塗布すること」 （診療の補助は、保健師助産師看護師法により看護師の業務独占であったため）
昭和24（1949）年	○歯科衛生士の養成が開始（1年制） 都道府県の実施する試験に合格し、知事による免許
昭和25（1950）年	○我が国で初めての歯科衛生士誕生（歯科予防処置の専門家として） 日本女子歯科厚生学校（現神奈川歯科大学短期大学部）
昭和26（1951）年	○ 日本歯科衛生士会設立
昭和27（1952）年	○我が国で初めての 短期大学 における歯科衛生士の養成開始 日本女子衛生短期大学（現神奈川歯科大学短期大学部）
昭和30（1955）年	○ 歯科衛生士法改正（歯科診療の補助の追加） ○第2条第2項 「歯科衛生士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、 歯科診療の補助 をなすことを業とすることができる」
昭和32（1957）年	○歯科衛生士養成過程ではじめて 2年制教育 福岡県歯科衛生士養成所（現九州歯科大学歯学部口腔保健学科）
昭和37（1962）年	○歯科医師会による歯科衛生士法改正の提言 ・歯科衛生士の業務及び責任範囲を明確に【未実施】 ・養成課程の修業年限を2年制に【昭和63（1988）年】 ・公衆衛生活動場面に積極的に参加できるような「公衆歯科衛生士」を提言【未実施】
昭和38（1963）年	○ 全国歯科衛生士教育協議会設立
昭和40（1965）年	○歯科検診補助の業務拡大に合わせたAdvanced Skill Hygienists（A.S.H.）という 進んだ技能を持った歯科衛生士（仮称歯科助診士）構想
昭和46（1971）年	○全国歯科衛生士教育協議会による歯科衛生士の指導教員の講習を実施 昭和52（1977）年からは新任教員対象の4日間講習会開催（歯科衛生士専任教員講習会）

表2-2 歯科衛生士の変遷

年	法改正・歯科衛生士養成課程・業務内容等の変遷
昭和54 (1979) 年	○保健所法施行令の改正 ・第5条 保健所に配置すべき職種に歯科医師・歯科衛生士が加わる
昭和58 (1983) 年	○歯科衛生士学校養成所指定規則の改訂 ・教員の資格について明記 ・歯科診療補助・歯科予防処置・歯科保健指導の強化
昭和62 (1987) 年	○歯科医師会による歯科衛生士の業務見直しに伴う関係法規の改正についての提言 ・「都道府県知事の免許」から「厚生大臣の免許」へ【平成4 (1992) 年実施】 ・「歯牙露出面及び正常な歯ぐき」を「歯牙露出面及び歯ぐき」に【未実施】 ・「歯科衛生士の名称を用いて歯科保健指導に従事する」【平成元 (1989) 年実施】 ・「歯科医師の具体的な指示の下に、歯科用エックス線装置の操作」【未実施】
昭和63 (1988) 年	○養成課程の2年制課程施行
平成元 (1989) 年	○歯科衛生士法改正 (歯科保健指導の追加) ・歯科衛生士法第2条第3項 「歯科衛生士は、前二項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。」 ・国家試験になり厚生大臣免許 (当時) となる (経過措置を経て1992年に第1回国家試験)
平成4 (1992) 年	○第1回歯科衛生士国家試験実施
平成7 (1995) 年	○全国短期大学歯科衛生士教育協議会 (現在の全国大学歯科衛生士教育協議会) 設立 ・短期大学10校が加盟
平成9 (1997) 年	○介護保険法で、歯科医師・歯科衛生士の介入が可能に ・ 居宅管理指導科・口腔機能向上加算・経口維持加算・口腔機能維持管理体制加算 (現在は口腔衛生管理体制加算)・口腔機能維持管理加算 (現在は口腔衛生管理加算)
平成10 (1998) 年	○厚生省 (当時) 健康制作局歯科保健課「歯科衛生士の資質の向上に関する検討会」設置
平成16 (2004) 年	○ 歯科衛生士学校養成所指定規則の改訂 ・養成過程の 3年制 以上 (2010年3月まで経過措置) ○ 歯科衛生士養成4年制大学の誕生 (2019年4月現在、全国で12校) 新潟大学歯学部口腔生命福祉学科 東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科
平成20 (2008) 年	○独立行政法人大学評価・学位授与機構 認定専攻科 開設 (2019年4月現在、全国で5校) 福岡医療短期大学歯科衛生学科専攻科口腔保健衛生学専攻 ○日本歯科衛生士会認定 歯科衛生士 制度開始
平成21 (2009) 年	○ 大学院 開設 (現在、全国で5校) 広島大学大学院医歯薬保健学研究科口腔健康科学専攻に修士課程・博士課程
平成22 (2010) 年	○すべての養成機関が3年制に移行
平成23 (2011) 年	○歯科口腔保健の推進に関する法律 (歯科口腔保健法) 公布 ○ベーシック・モデル・カリキュラム (全国歯科衛生士教育協議会)
平成24 (2012) 年	○診療報酬改定に 周術期口腔機能管理・周術期専門の口腔衛生処置 が導入 ○ 歯科衛生士教育コア・カリキュラム-教育内容ガイドライン- (全国歯科衛生士教育協議会)
平成26 (2014) 年	○ 歯科衛生士法改正 ・第2条 「歯科医師の直接の指導の下に」 → 「歯科医師の指導の下に」 「業とする女子」 → 「業とする者」 ・第13条の5 (追加) 「歯科衛生士はその業務を行うに当たっては、歯科医師その他の歯科医療関係者との緊密な連携を図り、適正な歯科医療の確保に努めなければならない」
平成29 (2017) 年	○日本歯科衛生士会「 歯科衛生士の研修指導者・臨床実地指導者等講習会 」開始 ○「 文部科学省高等教育局医学教育課 と 歯科衛生士教育 にかかわる 全国国公立私立大学・短期大学との情報交換会 」開催
平成30 (2018) 年	○ 歯科衛生士教育コア・カリキュラム-教育内容ガイドライン-改訂 (全国歯科衛生士教育協議会) ○ 介護保険の介護施設での経口維持加算 に 歯科医師・歯科衛生士 が参加可能に ○「 文部科学省高等教育局医学教育課 と 歯科衛生士教育 にかかわる 全国国公立私立大学・短期大学との情報交換会 」開催

表3 歯科衛生士養成大学・短期大学一覧

養成課程	学校名	開学年	大学院・専攻科
大学	東京医科歯科大学 歯学部 口腔保健学科 口腔保健衛生学専攻	2004年	大学院
	新潟大学 歯学部 口腔生命福祉学科	2004年	大学院
	広島大学 歯学部 口腔健康科学科 口腔保健学専攻	2005年	大学院
	○埼玉県立大学 保健医療福祉学部 健康開発学科 口腔保健科学専攻	2006年	
	徳島大学 歯学部 口腔保健学科	2007年	大学院
	○千葉県立保健医療大学 健康科学部 歯科衛生学科	2009年	
	九州歯科大学 歯学部 口腔保健学科	2010年	大学院
	九州看護福祉大学 看護福祉学部 口腔保健学科	2010年	大学院
	○梅花女子大学 看護保健学部 口腔保健学科	2015年	大学院
	○大阪歯科大学 医療保健学部 口腔保健学科	2017年	
	○徳島文理大学 保健福祉学部 口腔保健学科	2017年	大学院
○明海大学 保健医療学部 口腔保健学科	2019年		
短期大学	○神奈川歯科大学 短期大学部 歯科衛生学科	1952年	
	○鶴見大学 短期大学部 歯科衛生科	1962年	
	○関西女子短期大学 歯科衛生学科	1967年	
	○大垣女子短期大学 歯科衛生学科	1974年	
	○日本歯科大学 新潟短期大学 歯科衛生学科	1987年	認定専攻科 (2009年)
	○高知学園短期大学 医療衛生学科 歯科衛生専攻	1988年	
	○静岡県立大学 短期大学部 歯科衛生学科	1997年	
	○明倫短期大学 歯科衛生士学科	1997年	認定専攻科 (2009年)
	○福岡医療短期大学 歯科衛生学科	1997年	認定専攻科 (2008年)
	○日本歯科大学 東京短期大学 歯科衛生学科	2005年	認定専攻科 (2009年)
	○愛知学院大学 短期大学部 歯科衛生学科	2006年	認定専攻科 (2009年)
	○神戸常盤大学 短期大学部 口腔保健学科	2008年	
	○仙台青葉学院 短期大学 歯科衛生学科	2014年	
	○東京歯科大学 短期大学 歯科衛生学科	2017年	
	○目白大学 短期大学部 歯科衛生学科	2019年	
	大手前短期大学 歯科衛生学科 (2020年開学予定)	2020年	

(○は全国大学歯科衛生士教育協会加盟校)

当時、本来の歯科衛生士の業務は、保健所での業務を想定していたことと、【診療の補助】が保健師助産師看護師法により看護師の独占業務であったことから、法第2条の1項にある【歯科予防処置】(独占業務)が主体になるはずであった。

しかし、実際の就業先の多くが一般歯科診療所であることから、業務の現実に応じて1955年の法改正によって、第2項に【歯科診療の補助】が追加された。

1957年には、早くも2年制課程の福岡県歯科衛生士養成所(文献¹³には九州歯科大学歯科衛生士学校と記載、現在の九州歯科大学歯学部口腔保健学科)が開設されている。

歯科医師会は、1962年の時点で「歯科衛生士の業務及び責任範囲を明確に」「養成課程の修業年限を2年制に」「公衆歯科衛生士の設置」を提言¹³⁾したものの、歯科衛生士学校養成所指定規則の2年制への改訂は1983年まで待たなくてはならなかった。

1971年には、全国歯科衛生士教育協会¹⁴⁾の主催で歯科衛生士の指導教員の講習(現在の歯科衛生士専任教員講習会)がすでに実施されている。

実際に歯科衛生士の三大業務のひとつである【歯科保健指導】が明文化されたのは、歯科医師会の提言から20年以上も後の1989年であった。

1995年、歯科衛生士養成所が厚生労働省管轄の専門学校から、文部科学省管轄の短期大学

が徐々に増加したことによる教育内容の変化を鑑み、全国歯科衛生士教育協議会とは別に、全国短期大学歯科衛生士教育協議会（現在の全国大学歯科衛生士教育協議会¹⁵⁾が設立された。

医療福祉職の養成課程の多くが3年制以上の中で、取り残されていた3年制化が実現したのは2004年であり、経過措置を含めて2012年にすべての養成校が3年制に移行した。

同年、日本で最初の4年制大学（新潟大学歯学部口腔生命福祉学科・東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科）が開学をしているが、当時は、歯科衛生士養成だけの大学化が認められず、社会福祉士とのダブルライセンスとして認可を受けた。その後開設した徳島大学歯学部口腔保健学科も社会福祉士とのダブルライセンス、広島大学歯学部口腔保健学科・埼玉県立大学保健医療福祉学部健康開発学科も養護教諭とのダブルライセンスによる認可であった。歯科衛生士養成単独の大学としてはじめて認可されたのは、千葉県立保健医療大学健康科学部歯科衛生学科（2009年）である。

2008年、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構によって口腔保健学（2020年よりは口腔保健衛生学）の学士¹⁶⁾が認められ、1年制の認定専攻科（福岡医療短期大学歯科衛生学科専攻科口腔保健衛生学専攻）が誕生し、現在は全国で5校が学士の養成を行っている。

2019年現在、まだ、歯科衛生士養成校の17%しか短期大学・大学化が進んでいない（表3）一方で、看護師養成教育では1964年には4年制大学化（聖路加看護大学・現在の聖路加国際大学）が進み、現在では養成校の30%以上200校以上が大学に移行し、すでに1980年には大学院（聖路加看護大学大学院博士前期課程）が作られている。歯科衛生士養成大学に大学院が作られたのは2009年であり、看護師養成教育に比べると30年の後れをとっている。

Ⅱ. 歯科衛生士の教育

1. 歯科衛生士養成課程（表4）

160校以上ある歯科衛生士養成課程の多くは専門学校であり、現在、文部科学省管轄の短期大学は16校・認定専攻科5校・大学12校・大学院5校（表3）である。

養成課程では3年間で93単位以上の取得が求められており、そのほとんどが必修科目である^{17)・18)}。現在では、イン

プラント・審美歯科・CAD/CAM (Computer-Aided Designing/Computer-Aided Manufacturing) 冠等の先端歯科医療技術の発展や、超高齢社会や社会のニーズによる、全身管理や口腔ケア（歯科口腔介護）、周術期口腔機能管理等、多くの知識や技術が求められるようになってきたが、授業時間の確保も難しく、現実としては歯科衛生士養成所指定規則が追いついていない。

表4 歯科衛生士養成課程

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人体と生活	10
	人体（歯・口腔を除く）の構造と機能	4
専門基礎分野	歯・口腔の構造と機能	5
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	6
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	7
専門分野	歯科衛生士概論	2
	臨床歯科医学	8
	歯科予防処置論	8
	歯科保健指導論	7
	歯科診療補助論	9
	臨地実習（臨床実習を含む）	20
選択必修分野		7
合計		93

また、医療面接や歯科衛生過程（Dental Hygiene Process of Care）の導入、歯科医師会の提唱する「標準的な成人歯科健診プログラム¹⁹⁾」等のなかでは、アサーティブ・コミュニケーションなどのコミュニケーション能力、患者の行動変容を促すためのカウンセリングやコーチングの能力も求められてきている。

こういった科目は、選択必修分野7単位の中で、各養成校がそれぞれの特徴を形作っていくことになる。

2. 臨地・臨床実習

医療・福祉系の養成課程では医療・福祉の現場で患者に接する実習が必須条件であり、歯科衛生士養成でも臨地実習（臨床実習を含む）20単位（900時間）が求められる^{17・18)}。

一般的な3年制教育では、2年次前期（春学期）まで学内で講義・実習を行い、2年次後期（秋学期）から3年次前半にわたって約1年間の実習が行われることが多い。臨床実習は一般歯科医院や大学病院等において、臨地実習は介護保険施設・保健所・学校等で行われる。

以前は歯科予防処置実習の歯石除去10症例（50ケース）、フッ化物歯面塗布10症例などの縛りがあったが、諸般の事情から縛りをなくした養成機関が増加している。

3. 包括ケア現場での専門職連携教育（IPE：Inter Professional Education）の可能性

歯科衛生士の業務が介護保険²⁾や周術期口腔機能管理^{6・7)}、包括ケアシステム⁸⁾等の中に組み込まれ拡大してきたことを受けて、医科歯科連携教育の必要性も求められるようになった。

埼玉県立大学²⁰⁾や、千葉県立保健医療大学²¹⁾等のように、すでに医療福祉系の他学科とIPE・IPW（Inter Professional Work）が進められている養成校もある。新潟青陵大学の「共生型大学連携による新潟県の人材確保・養成」の連携教育学生セミナーでは、医療福祉系の学生が、一人の患者の包括ケアのデザインを行うという設定で、実際の病院や居宅訪問を含む3日間のワークショップが行われ、学生には有意義な学びと経験の場となった^{22・24)}。

目白大学短期大学部歯科衛生学科でも、総合大学であることのメリットを活かして、カリキュラムに在宅歯科衛生管理論・医療福祉連携活動論のほか、看護師・言語聴覚士等の医療・福祉系の各職種の講義を組み込むことで、その特色を活かす試みを行っている。

Ⅲ. 歯科衛生士を巡る諸問題

1. 歯科衛生士の業務

日本の歯科衛生士は、当初は保健所勤務を想定して作られたものであるが、現実には【歯科診療の補助】の占める割合が非常に多く^{8・9)}、本来の意味での歯科衛生士業務を発揮しにくい。

一方で、海外では歯科衛生士の業務は【歯科予防処置】【歯科保健指導】中心で、【歯科診療の補助】や器具の準備等は、日本の歯科助手に当たる資格化されたデンタルナース等が行う完全な分業体制である^{25・27)}。また、日本では行えない歯周病の診断を含め、歯石除去の際の局所

麻酔や、エックス線撮影と診断、簡単なう蝕の窩洞形成・充填、乳歯の抜歯など、一部の歯科医行為も行える国²⁵⁻²⁷⁾もあり、独立開業も可能で、待遇面も日本に比べて格段に良い。

実際に、日本でも、予防や歯周病の長期メンテナンスを中心に歯科衛生士の担当制を推進している歯科診療所³⁵⁾も増加してきており、歯科衛生士の働き改革も促進されると考えられる。

日本の歯科衛生士における特殊な【歯科診療の補助】の業務範囲に関しては、すでに歯科医師会では1986年¹¹⁾から関心を持っていたが、2006年の全国的な絶対的歯科医行為と相対的歯科医行為の調査²⁹⁾以降、いまだ明確な調査報告や基準は示されていない。

今後、歯科助手（日本では国家資格ではない）とのすみ分けや、歯科関連職能団体・学会の共通のコンセンサスを提示することが、本来の歯科衛生士業務を発揮するための一歩となる。

2. 臨地・臨床実習の違法性の阻却

一般的に医学生が医行為を行うには、「医師でなければ、医業をなしてはならない」と定める医師法17条の違法性阻却のため、指導医による指導・監督の下で、医行為の実施は「CBT（Computer-Based Testing：共用試験）とOSCE（Objective Structured Clinical Examination：客観的臨床能力試験）に合格した医学生に限る・患者等の同意を得る」等の条件を明確化し、「医師の医行為と同程度の安全性」を確保しており³⁰⁻³²⁾、医道審議会医師分科会は、27年ぶりに医師養成の観点から必須項目と推奨項目に分けて整理し例示をした³³⁾。

同様に「歯科医師卒前臨床実習についての考え方について³⁴⁾」に基づき、「歯科医師卒前臨床実習については、患者の同意の下で、歯科医師としての資質向上を目的として卒前教育の一環として行われるものであり、侵襲性が相対的に小さいことや指導医の指導・監督の下に行われることなど、適正な体制の下に相当な手段で実施される場合には、社会通念から見て相当であり、歯科医師法上の違法性は阻却されるものと考えられること」との考えを提示し、その内容を歯学教育モデル・コア・カリキュラムにも記載している^{35・36)}。

看護学教育モデル・コア・カリキュラム²⁷⁾では、まだ全面的なCBTとOSCEの導入は行われていないものの、厚生労働省が【未来の看護職員を育てるために看護学生の実習にご協力下さい】というパンフレットを作成し、一般に向けて臨床実習の必要性を周知徹底している³⁸⁾。

歯科衛生士教育でも、臨床実習前の登院判定等にOSCE等を用いている養成機関も多くなってきているが、違法性阻却が行われないうまま、臨床現場で実際の患者に接する実習が慣例的に黙認して行われているというのが、非常に大きな未解決の問題である。

3. 臨地・臨床実習の養成所間格差

養成機関の設立母体が多岐にわたることから、現実には実習内容には養成所ごとでかなりのばらつきがある。臨地実習（臨床実習を含む）20単位・900時間の確保に苦慮している養成所や、歯科診療所中心の実習の養成所もある一方で、歯科大学・歯学部附属病院等を中心に多くの専門診療科で実習が行える恵まれた養成所もある。また、臨地実習も、介護保険施設等で

1ヶ月以上の臨地実習を行う養成校と、数日の見学で済ませなければならない養成校もあり、現在まで教育機関で統一された基準は設けられていない。

第9回日本歯科衛生教育学会総会・学術大会（2018年・新潟）のシンポジウムにおいて、臨地・臨床実習の諸問題をテーマとしたものの、学会としての統一見解は得られなかった。

また、実習評価も、同じ学生でも評価者によってA判定からD判定までかなりのばらつきがみられるという調査報告もあり³⁹⁾、実習施設の指導者の教育トレーニングの差により教育指導体制にも差のあることを、ある程度容認せざるを得ない部分もある。

教育現場での学修成果の可視化が求められている現在、特に実技を伴う学びの場で、具体的に何をできるようにすれば良いのかという基準を、看護師教育のコンピテンシー²⁷⁾に準じて、実習先の指導者にもわかりやすい臨床実習評価法のルーブリック、さらには、学生自身が学修成果を把握できるようなポートフォリオを早急に構築することも緊急課題である。

4. 歯科衛生士の教員の養成（図1）

全国歯科衛生士教育協議会では、1971年より歯科衛生士専任教員講習会Ⅰ～Ⅳ（5日間）を年一回実施し、さらに専任教員の資格更新とアドバンスドなコースとして全国歯科衛生教育学会に共催する形で歯科衛生士専任教員講習会Ⅴ・Ⅵが開催されている¹⁵⁾。

Ⅰ～Ⅳの教育内容は、学生指導方法、ルーブリックによる観点別評価や試験作成方法、シラバスやカリキュラム作成方法、コミュニケーション方法など多岐にわたり、Ⅴ・Ⅵでは予防・在宅、地域包括ケアにおける歯科衛生士の役割などを修得する。

一方、短期大学や4年制大学の増加による教員の不足がひとつの課題である。教員資格として、学士や修士・博士などが求められているものの、専門学校出身の教員はその学歴の取得に苦慮している現状がある。2016年に全国大学歯科衛生教育協議会で行った調査では、業務の間にNHK放送学園・大学通信教育・社会人大学院等を利用し、他分野の大学を含む学士課程・修士・博士課程（社会学学士・福祉経営学学士・教養学士・文学学士・文学修士・経営学修士・教育学修士・経済学博士等多岐にわたる）において学ぶなど、努力の跡が伺える⁴⁰⁾。

5. 就業歯科衛生士不足問題

就業している医師319,480人、看護師811,972人（医師の2.54倍）と比べ、歯科医師104,908人に対し歯科衛生士は132,635人（2019年）^{11)・41)・42)}であり、明らかな不足がある。また、就業先

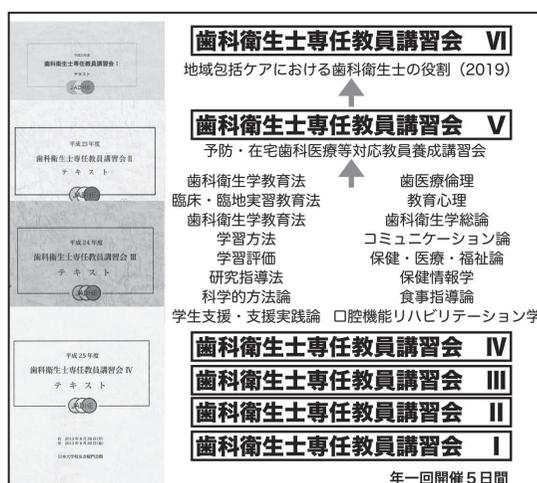


図1 歯科衛生士専任教員講習会

の90%以上が歯科診療所であることから、待遇面も看護師等に比べると不利な点が多い^{43・44}。一方で、プラスの面では、病院・介護保険施設などへの就業者も増加し、就業年数も増加する傾向がみられている⁹。

しかし、毎年6,000人を超える国家試験合格者があるにも係わらず、転職や離職などの問題も避けて通れない。特に出産・育児からの復帰に、「休職中の技術や器材の進歩についていけるか不安である」等との意見もあり、職能団体として復職支援の試みもある^{45・46}。

前任校では「平成19年度文部科学省委託事業・社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」「潜在的歯科衛生士の再就職促進のための教育・研修・スキルアッププログラム^{47・50}」において、32講座を開講し826名の受講生を集め、「歯科衛生士のための学び直しシンポジウム（2009年3月22日：東京国際フォーラム）」では、基調講演「医療制度変革の時代における歯科衛生士の役割—専門職にとって学びなおしとは—」（池主憲夫日本歯科医師会常務理事（当時））・「歯科衛生士の現状と今後の展望」（金澤紀子日本歯科衛生士会会長（当時））と、2つのシンポジウム「歯科衛生士の卒後教育」「歯科衛生士の学び直し・キャリアアップ」を開催した⁵¹。また、東京医科歯科大学歯学部では学び直しプログラム「社会的ニーズに対応した歯科衛生士および歯科技工士への再教育プログラム（2008～2009年）⁵²」を開催後に、歯科衛生士総合研修センターを開設し、復職サポートによるチャンスが広がってきている。

表5 認定歯科衛生士及び歯科衛生士の取得可能な資格

日本歯科衛生士会	歯科関連学会
認定分野A <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防 ・摂食嚥下リハビリテーション ・在宅療養指導・口腔機能管理 ・糖尿病予防指導 ・医科歯科連携・口腔機能管理 認定分野B <ul style="list-style-type: none"> ・障害者歯科 ・老年歯科 ・地域歯科保健 ・口腔保健管理 認定分野C <ul style="list-style-type: none"> ・研修指導者・臨床実地指導者 	日本臨床歯周病学会 日本小児歯科学会 日本歯科麻酔学会 日本老年歯科医学会 日本顎咬合学会 日本口腔リハビリテーション学会 日本障害者歯科学会 日本口腔インプラント学会・専門歯科衛生士 日本有病者歯科医療学会 日本顕微鏡歯科学会 国際歯周内科学研究会 日本歯科先端技術研究所 日本成人矯正歯科学会 ・認定矯正歯科衛生士1級・2級 日本歯科審美学会 ・歯科衛生認定士・ホワイトニングコーディネーター 日本障害者歯科学会・認定歯科衛生士・指導歯科衛生士 日本訪問歯科学会 日本ヘルスケア歯科学会 日本口腔衛生学会 日本アンチエイジング歯科学会 ・認定サプリメントアドバイザー
歯科衛生士が取得できる感染管理資格	
日本医療機器学会・第二種滅菌技士 日本・アジア口腔保健支援機構 ・第二種歯科感染管理者 日本滅菌業協会・滅菌管理士 医療福祉検定協会・医療環境管理士 日本口腔感染症学会 ・院内感染予防対策認定歯科衛生士	
歯科衛生士の実務経験で受験可能な国家資格	
介護支援専門員（ケアマネージャー）5年	

IV. 歯科衛生士の将来像

1. 歯科衛生士の業務の変化

我が国の歯科衛生士の業務は、三大業務に加え、訪問歯科診療や口腔ケア、周術期口腔機能管理なども業務に加わり、歯科衛生士の活躍する現場は、総合病院、介護保険施設等に拡大をしている。特に、地域包括ケア^{8・53・54}の中で、例えばNST（Nutrition Support Team：栄養サポートチーム）などの現場でも他職種からの歯科衛生士への期待が高まっている⁵⁵。

しかし、実際の臨床の現場では【歯科診療の補助】の負担が多いため、受付業務なども兼任することもあり、本来の歯科衛生士業務である【歯科予防処置】【歯科保健指導】をどの程度実施できているのかについては、新しい調査も報告も実施されていない^{5・29・56・57}。

将来的に、歯科衛生士が行える相対的歯科医行為を整理し、歯科助手との明確なすみ分けを可能にするには、歯科医師との相互理解を含め、まだまだ検討課題が多い。

2. 歯科衛生士の将来像

1962年、歯科医師会はずでに公衆衛生活動場面に積極的に参加できるような「公衆歯科衛生士」の構想を考えていた¹³。1965年には、歯科検診補助の業務拡大に合わせたAdvanced Skill Hygienists (A. S. H.) という進んだ技能を持った歯科衛生士（仮称歯科助診士）構想を持っていたが、現在まで実現されていない¹³。

また、歯科医師会は1987年に、歯科衛生士の業務見直しに伴う関係法規の改正についての提言も行った¹³。歯科医師法第2条の三「歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導に従事することを業とする」については1989年、第2条「厚生大臣の免許（当時）」となつてはじめての国家試験も1992年まで待たなくてはならなかった。しかし、第2条の一「歯牙露出面及び正常な歯ぐき」→「歯牙露出面及び歯ぐき」（病的な歯ぐき＝歯周病の治療の一部としての歯石除去等）、第2条の四「診療放射線技師法の第24条の規定にかかわらず、歯科医師の具体的な指示の下に、歯科用エックス線装置の操作をなすことを業とすることができる」（歯科医行為の一部の解禁）については現在まで実現されていないものの、2015年に導入された「特定行為に係る看護師の研修制度⁵⁸」を先取りするような構想を持っていたことは評価できる。

今後、超高齢社会や周術期に対応して、訪問歯科診療時等で義歯のメンテナンスや摂食嚥下訓練等の歯科医行為の一部を歯科衛生士が独立して分担できるような、「特定行為に係る歯科衛生士の研修制度」の構築等を模索していく必要もある。

現在、歯科系の学会では歯科衛生士分科会なども多数開催され、日本歯科衛生学会（日本歯科衛生士会）・日本歯科衛生教育学会（全国歯科衛生士教育協議会）の立ち上げや、機関誌の発行（全国大学歯科衛生士教育協議会など）など、学術的な向上に取り組み始めた。日本歯科衛生士会は2008年に認定歯科衛生士制度を発足させ、その他、多くの歯科学会の認定・後援による認定歯科衛生士（表5）によってスキルアップが図られているが、残念ながら医師・歯科医師の専門医のような厚生労働省が認可する専門医制度としてはまだ認められていない。

2014年の歯科衛生士法改正により、「歯科医師の直接の指導の下に」から【直接】が取れ、ようやく歯科医師-歯科衛生士関係は医師-看護師関係と同じレベルになった。今後、キュア（Cure）からケア（Care）へ、さらに歯科診療室の外へと歯科衛生士の業務が拡大をしていくことは確実である^{59・60}。

もともと歯科衛生士は、医師・歯科医師・歯科技工士と同じ個人事業税の法定業種⁶¹としても認められている職業である（看護師はない）。実際に、フリーランスとして歯科衛生士業や、会社として独立するケースも増加してきているが、残念ながら法的な縛りの中で、独立したかたちでの歯科衛生士業務は行えず、いまだ、歯科衛生士としての開院は実現していない。

3. 歯科衛生学教育モデル・コア・カリキュラムの策定

すでに、文部科学省によるモデル・コア・カリキュラムは医学教育³⁰・歯学教育³⁵・看護学教育³⁷・薬学教育⁶²や、他分野でも、獣医学教育⁶³や教職課程⁶⁴で広く公開されている。

今後の歯科衛生士教育及び歯科衛生士の業務における違法性阻却と、歯科衛生士の独立的な業務の確立には、専門学校が中心となって作成した全国歯科衛生士教育協議会が公開している現状のものではなく、大学・短期大学の歯科衛生士養成校が中心となった、医学教育・歯学教育と連動した歯科衛生学教育モデル・コア・カリキュラムの策定が急務である。

ようやく、2018・2019年に全国の大学・短大による「文部科学省高等教育局医学教育課と歯科衛生士教育にかかわる全国国公立私立大学・短期大学との情報交換会」が開催された。

また、全国大学歯科衛生士教育協議会では、歯科衛生学教育モデル・コア・カリキュラムに向けての調査・検討を開始したところであり、歯科衛生士の未来の姿を考えるための第一歩を踏みだした。今後、歯科衛生士教育にかかわる大学・短期大学と関連学会・団体や業界の意見をどのように集約して、文部科学省・厚生労働省に提言していくかが直面した課題である。

4. 目白大学における歯科衛生学科の将来

短期大学部歯科衛生学科としては、

- ① 臨床・臨地実習施設と実習内容の充実
- ② 看護学部・保健医療学部との多職種連携の講義・実習（IPE・IPW）の実施
- ③ 地域包括ケアとして、近隣教育機関・福祉施設・介護保険施設などとの連携
- ④ 社会福祉主事任用資格等の付加価値の付与
- ⑤ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構認定専攻科（1年制）の開設
- ⑥ 附属歯科診療所の開設
- ⑦ 4年制教育化

などの可能性を模索する必要がある。

そのためには優秀な学生の確保と優秀な卒業生の輩出によるポジティブなフィードバックの構築、継続的な教員の養成計画、及び、資質の向上が必要なことは言うまでもない。

【参考文献】

- 1) 歯科衛生士法（昭23（1948）年・平成26年（2014）改正）
- 2) 介護保険法（平成9（1997）年・平成26年（2014）改正）
- 3) 一般社団法人 日本老年歯科医学会：平成28年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業 介護保険施設における歯科医師、歯科衛生士の関与による適切な口腔衛生管理体制のあり方に関する調査研究事業報告書. 2017
- 4) 深井穂博：長寿社会における国民皆保険制度と歯科医療・口腔保健の新たな展開. ヘルスサイエンスヘルスケア. Volume14. No. 1. 2014
- 5) 石井拓男：歯科衛生士の業務と介護保険法. 日本歯科衛生学会雑誌 10(2)：6-11, 2016
- 6) 日本歯科医師会：社会保険歯科診療報酬点数早見表（平成30年4月1日実施）. 2018
- 7) 厚生労働省：中央社会保険医療協議会 総会（第259回）口腔機能の管理による効果. <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000030116.html>（2019年9月30日検索）
- 8) 厚生労働省：地域包括ケアシステム. https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/（2019年9月30日検索）
- 9) 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年08月10日法律第95号）
- 10) 金澤紀子：社会から求められる歯科衛生士—健康長寿を支える口腔管理の過去・現在・未来— 歯科衛生士の展望と課題—医療・介護との連携を目指して—. 日補綴会誌 6, 267-272, 2014
- 11) 公益社団法人日本歯科衛生士会. <https://www.jdha.or.jp>（2019年9月30日検索）
- 12) 石川孝義：全国大学歯科衛生教育協議会20年の歩み. 全国大学歯科衛生士教育協議会雑誌, 4, 2-5, 2015
- 13) 日本歯科医師会：歯科衛生士の業務範囲についての調査報告書. 1986
- 14) 一般社団法人全国歯科衛生士教育協議会. <http://www.kokuhoken.or.jp/zen-eiky/>（2019年9月30日検索）
- 15) 全国大学歯科衛生士教育協議会. <http://ecdh.jp/>.（2019年9月30日検索）
- 16) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構：新しい学士への途（2019年度版）. 96-97, 2019
- 17) 歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和25年2月17日文部／厚生／省令第一号. 平成22年改正）
- 18) 歯科衛生士養成所指導ガイドラインについて（平成27年3月31日医政発0331第61号）
- 19) 日本歯科医師会：標準的な成人歯科健診プログラム・保健指導マニュアル. https://www.jda.or.jp/dentist/program/pdf/web_manual.pdf（2019年9月30日検索）
- 20) 埼玉県立大学：専門職連携教育（IPE：Interprofessional Education）. <https://www.spu.ac.jp/academics/ipe/>（2019年9月30日検索）
- 21) 千葉県立保健医療大学：<https://www.pref.chiba.lg.jp/hoidai/gakkashokai/shikaesegakka/index.html>（2019年9月30日検索）
- 22) 新潟青陵大学：文部科学省平成20年度採択戦略的の大学連携支援事業：連携教育学生セミナー2009. <http://www.n-seiryu.ac.jp/alliance/>（2019年9月30日検索）
- 23) 山田隆文：「連携教育」学生セミナー参加報告. 明倫歯科保健技工学雑誌 13(1), 40-41, 2010
- 24) 山田隆文：新潟県連携教育学生セミナー参加報告. 明倫短期大学紀要 14(1), 93-95, 2011
- 25) 齋藤淳・佐藤陽子：北米における歯科衛生の専門性に関する動向. 日本歯科衛生学会雑誌 4(1)：84-91, 2009.
- 26) 日本歯科医師会：英国の歯科事情. 歯科口腔保健・医療の基本情報「現在を読む」. https://www.jda.or.jp/jda/research_organization/（2019年9月30日検索）
- 27) 幸せな歯のためにドイツ歯科事情. <http://www.newsdigest.de/newsde/column/dental-care/backnumber/>（2019年9月30日検索）
- 28) 日吉歯科診療所：<http://www.hiyoshi-oral-health-center.org/first/>
- 29) 石井拓男：歯科衛生士の診療の補助業務について. 日本歯科衛生学会雑誌 4(2)：6-16, 2010
- 30) 文部科学省：医学教育モデル・コア・カリキュラム.http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/

- chousa/koutou/032-2/gijiroku/_icsFiles/afieldfile_2017/03/13/1382695_001.pdf (2019年9月30日検索)
- 31) 文部科学省：医学部の臨床実習において実施可能な医行為の研究報告書。 <https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/000341168.pdf> (2019年9月30日検索)
- 32) 平成25年度 厚生労働科学特別研究事業「医療行為に関する法的研究」報告書。 http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20140416_32.pdf (2019年9月30日検索)
- 33) 厚生労働省：医学部の臨床実習において実施可能な医行為の研究報告書。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00754.html (2019年9月30日検索)
- 34) 文部科学省：歯科医師卒前臨床実習についての考え方について（通知：15高医教第12号・平成15年6月11日） http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/iryuu/1329880.htm (2019年9月30日検索)
- 35) 歯学教育モデル・コア・カリキュラム。 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/032-2/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2017/03/13/1382693_001.pdf (2019年9月30日検索)
- 36) 歯科医師卒前臨床実習についての考え方について（通知15高医教第12号平成15年6月11日）。 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/iryuu/1329880.htm (2019年9月30日検索)
- 37) 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会：看護学教育モデル・コア・カリキュラム～「学士課程においてコアとなる看護実践能力」の修得を目指した学修目標～。 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/078/gaiyou/1397885.htm (2019年9月30日検索)
- 38) 厚生労働省：看護学生実習の国民向けPR。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/ukeire_sokushin/index.html (2019年9月30日検索)
- 39) 山田隆文ほか：歯科衛生士学科専攻科の歯科臨床実習の客観的評価とその課題。全国大学歯科衛生士協議会雑誌, 8, 25-34, 2019
- 40) 山田隆文ほか：—全国大学歯科衛生士教育協議会20周年記念—全国大学歯科衛生士教育協議会会員校紹介。全国大学歯科衛生士教育協議会雑誌, 5号, 33-62, 2016
- 41) 厚生労働省：平成28年衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況。 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei/16/> (2019年9月30日検索)
- 42) 平成28年（2016年）医師・歯科医師・薬剤師調査の概況。 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/ishi/16/index.html> (2019年9月30日検索)
- 43) 厚生労働省：平成30年賃金構造基本統計調査 結果の概況。 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2018/index.html> (2019年9月30日検索)
- 44) 年収ガイド 年収・収入に関する総合情報サイト：歯科衛生士の年収。 https://www.nenshuu.net/shoku/cnt/shoku.php?shoku_id=19 (2019年9月30日検索)
- 45) 安藤雄一：厚生労働科学研究費補助金・地域医療基盤開発推進研究事業・歯科衛生士及び歯科技工士の復職支援等の推進に関する研究。平成28年度総括・分担研究報告書。2017
- 46) 大島克郎・安藤雄一：厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「歯科衛生士及び歯科技工士の復職支援等の推進に関する研究」。 https://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/dhdt/dhdt/report_part4.pdf (2019年9月30日検索)
- 47) 社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム（「大学・専修学校等における再チャレンジ支援推進プラン」の一部）潜在的歯科衛生士の再就職促進のための教育・研修・スキルアッププログラム。 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/shakaijin.htm (2019年9月30日検索)
- 48) 山田隆文：潜在的歯科衛生士の再就職促進のための教育・研修・スキルアッププログラム（平成19年度文部科学省社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業委託実施報告書，研究成果報告）。明倫歯科保健技工学雑誌 12(1), 83-84, 2009-03
- 49) 山田隆文：潜在的歯科衛生士の再就職促進のための教育・研修・スキルアッププログラム報告（第8回学術大会一般講演，平成21年度明倫短期大学学会報告）。明倫歯科保健技工学雑誌13(1), 70-70, 2010

- 50) 山田隆文：『文部科学省「社会人学び直しニーズ対応教育推進事業」委託を受けて』。全国大学歯科衛生士教育協議会会誌・第2巻・1号・8-13, 2013
- 51) 平成19年度文部科学省委託事業・社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム「歯科衛生士のための学び直しシンポジウム」。 <https://www.quint-j.co.jp/web/topic/topi.php?id=369> (2019年9月30日検索)
- 52) 東京医科歯科大学歯学部附属口腔保健教育研究センター 学び直しプログラム 社会的ニーズに対応した歯科衛生士および歯科技工士への再教育プログラム。 <http://www.tmd.ac.jp/dent/cohc/manabi/establishment/index.html> (2019年9月30日検索)
- 53) 厚生労働省：チーム医療推進方策検討ワーキンググループ議事録。 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_127355.html (2019年9月30日検索)
- 54) 厚生労働省：チーム医療の推進について（チーム医療の推進に関する検討会 報告書）。 <https://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/s0319-9> (2019年9月30日検索)
- 55) 柴崎美紀：地域一体型NSTにおいて看護師が歯科衛生士に期待すること。老年歯科医学, 34巻, 70-74, 2019
- 56) 吉田直人：日本の歯科衛生士の展望。 http://www.touhou-dental.jp/pdf/20160721eiseishi_tenbou.pdf (2019年9月30日検索)
- 57) 厚生労働省：歯科衛生士の業務範囲について。 <http://healthcare.gr.jp/resource/DHlegalissue/relative.pdf> (2019年9月30日検索)
- 58) 厚生労働省：特定行為に係わる看護師の研修制度。 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077114.html> (2019年9月30日検索)
- 59) 花新発二美：医療の変化に伴う歯科衛生士の起業—キュアからケアへそしてメンテナンスへ—。立教ビジネスデザイン研究, 第3号, 59-73, 2006
- 60) 長谷由紀子：歯科衛生士のプロフェッショナルリズム醸成モデルの研究。広島大学学術情報リポジトリ。 [https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/ja/list/doctoral_thesis/博士\(口腔健康科学\)/item/43846](https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/ja/list/doctoral_thesis/博士(口腔健康科学)/item/43846) (2019年9月30日検索)
- 61) 東京都主税局：法定業種と税率。 http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/kojin_ji.html (2019年9月30日検索)
- 62) 薬学教育モデル・コアカリキュラム。 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/058/gijiroku/_icsFiles/afeldfile/2014/11/10/1352956_2.pdf (2019年9月30日検索)
- 63) 獣医学教育モデル・コアカリキュラム。 http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/_icsFiles/afeldfile/2011/06/16/1307168.pdf (2019年9月30日検索)
- 64) 教職課程コアカリキュラム。 http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afeldfile/2017/11/27/1398442_1_3.pdf (2019年9月30日検索)